


フリーネットワーク通信

2024年
2月号

〒761-8031 香川県高松市郷東町796番地85 TEL.(087)813-1910 FAX.(087)-813-1915  0120-117-931

元日に発生した能登半島地震において、被災された皆様にお見舞い申し上げます。
また、一日も早く復旧・復興がなされますことを心よりお祈り申し上げます。

本年もよろしく願い申し上げます

梅の花が咲き始め、春の訪れを感じる季節になりました。
組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。
季節の変わり目で、昼間は暖かくても朝晩はしばらく冷え込みますので、
くれぐれもご自愛ください。

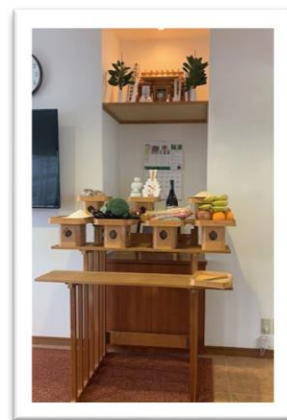


令和6年 新年のご祈禱を受けました

1月12日、組合事務所にて神棚祭りを執り行い、新年のご祈禱を受けました。

組合員の皆様の益々のご繁栄と、技能実習生の健康と無事、高速道路事業の促進、並びに健全な組合運営に努められるよう祈念いたしました。

職員一同、今年も組合員様のお役に立てるよう日々取り組んでまいります。



フリーネットワーク主催！！

労務管理セミナー開催のお知らせ



参加無料

～ 働き方改革の“2大テーマ”についてピンポイントで詳説～

『知らなきゃトラブる、実習生の労務管理』

令和6年

3月19日(火)

13時30分～16時30分

場所：サンメッセ香川

組合では、組合員の皆様の働き方改革の支援として、**令和6年3月19日(火)**に社会保険労務士 佐藤秀樹先生をお招きして「労働時間管理」と「ハラスメント防止」をテーマとしたセミナーを開催します。

働き方改革は、労働時間の削減に主眼を置いた「働き方改革フェーズⅠ」から、付加価値の高い働き方を追求する「働き方改革フェーズⅡ」に深化させていくことが求められています。フェーズⅡは、企業によって、取組の有無を含めて濃淡、差異が生じることが想定され、自主的な取組促進を軸として多様な働き方の実現を図ることが期待されます。

本セミナーでは、フェーズⅡで求められている課題に対応するために企業が取り組むべき対策をわかりやすく解説します。**組合員の方であれば、どなたでも無料でご参加いただけます**ので、これから外国人労働者の受入れを検討している企業の方も是非ともご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、セミナーのお申込みにつきましては、別添の参加申込書をご確認ください。

いろいろな業種とジョイントして助け合う組合事業

「ジョイントビジネスサポート」のご案内

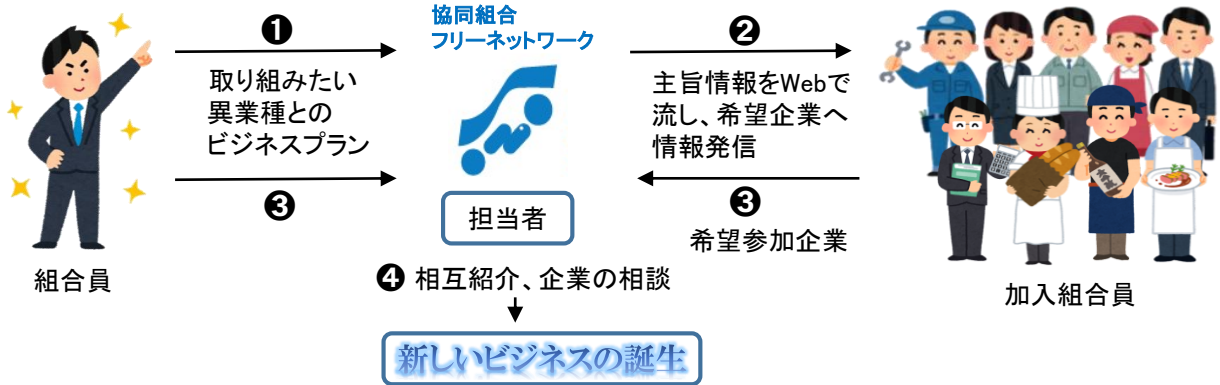
～ 異業種で新しいビジネスを創るサポート ～

組合の事業の一つであるジョイントビジネスサポートでは、異業種の協同組合という組織の特性を活かし、出会いはなかった組合員の企業同志が出会い、新しいビジネスを創るサポートをおこないます。

ビジネスは、出会いと意欲と発想が重なり合うことで、活性化への道が開ける可能性を秘めています。例えば、旅行業・パン製造業など一見まったく関係のなさそうな異業種でも、企業特性の技術力や流通力を活かしてリンクすることにより、新しい事業分野を生み出すことができます。

また、事業をしていく上で異業種間の出会いは絶えません。例えば、「店舗改装をしたい」、「税務相談に乗って欲しい」、「デザイン展開をしたい」、「物品を販売・購入したい」、「異業種同士で新しいビジネスを展開したい」、「ホームページを新規に作りたい・リニューアルしたい」など、出会いのきっかけは様々です。

↓ ↓ ↓
その出会いのきっかけに、この「ジョイントビジネスサポート」をご活用ください。
フリーネットワークならあなたに合った信頼できる組合企業様をご紹介しますことができます。



ジョイントビジネス ネットワーク

GOOD SMILE SERVICE



株式会社ウエストアライアンス
香川県高松市郷東町796-85

【Vol.1】株式会社ウエストアライアンス 様

進化系自販機の新たな可能性！ 自社製品の販路拡大

今
増えています！



貴社における顧客拡大や売上アップ施策にとって、店舗の営業時間や人手不足、または採算性がネックになっていませんか？
「24時間営業の自販機」が一挙に解決いたします！

【お問合せ先】
協同組合フリーネットワーク
0120-117-931

募集中!

組合員の皆様へ

フリーネットワーク通信を利用して自社の魅力をアピールしませんか？

この度、組合ではジョイントビジネスサポート事業の一環として、組合員の事業内容や組合員企業のPR等をフリーネットワーク通信にてご紹介するサービスを開始いたしました。

全国各地の約700の組合員へ向けて自社のサービスや商品の情報発信、リーフレットの配布等が可能となります。この機会に是非ご活用ください。詳しい内容については、組合までお問い合わせください。

～ ジョイントビジネス事例 ～

株式会社平井料理システム様の
製品を自販機で販売☆



地産地消、地産外商、
企業アピールなど！

ETCコーポレートカード 年度分取扱手数料について

4月ご利用分(5月発送)の請求書にて、4月1日時点で発行済みの全てのETCコーポレートカード(右記写真の黄緑色のETCカード)1枚につき629円(税込)の取扱手数料をご請求させていただきますので、ご確認をお願いいたします。今回ご請求分は、2024年4月～2025年3月までの年度分取扱手数料となります。



ご使用されていないETCコーポレートカードのご返却のお願い

現在、ご使用されていないETCコーポレートカードのご返却をお願いいたします。ETCコーポレートカードはNEXCOが発行しているカードで、車両とETCコーポレートカードは紐づけされているため、利用しなくなったカードはNEXCOに返却する必要があります。

①廃車・磁器不良等のコーポレートカード

②車両入替の旧コーポレートカード

ご使用されていないコーポレートカードがお手元にございましたら、速やかにご返却のお手続きをお願いいたします。なお、**2024年3月25日(月)(組合必着)**までにご返却されたコーポレートカードに関しましては、年度分取扱手数料はかかりません。今一度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

最新 「育成就労制度」創設の方針決定

2月9日、政府の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において、「技能実習制度」および「特定技能制度」の在り方についての有識者会議の最終報告書を踏まえ、「技能実習制度」を廃止し新たに「育成就労制度」を創設するなど、以下の方針で検討を進めることが決定されました。共生社会の実現を目指し日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立ち、地方や中小零細企業における人材確保にも留意された内容となっており、3月にも国会に関連法案が提出される見込みです。

■「技能実習制度」廃止 新制度「育成就労制度」創設へ

「技能実習制度」を廃止し、新たに「育成就労制度」を創設。基本的に3年間の就労を通じた育成期間において、特定技能1号の技能水準の人材に育成するとされています。

また、「特定技能制度」については、適正化を図った上で存続されます。

新制度の受入れ分野については、「特定技能制度」と一致させることになっており、今後、分野の追加の検討がなされるとみられます。このほど、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野を追加する方針も示されました。

育成就労期間を終えて日本語と技能の試験に合格すれば、特定技能1号に移行することができます。

■ 転籍要件を緩和 職種に応じ、就労から1～2年で転籍が可能に 「人材の育成・確保」と「人権保障」の両立

現在の「技能実習制度」では原則として認められていない別の企業へ移る「転籍」については、人権侵害を防ぐためにも同じ分野に限り認められる方針です。その上で、育成に時間がかかる業種もあることや地方から都市部への人材流出の懸念を払拭するため、分野によっては最初の受入れ先で1～2年の転籍制限期間を設けることができるとされています。

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

【出入国在留管理庁HP】

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001412482.pdf>

政府が示した特定技能の対象分野の職種追加のイメージ

既存の12分野	追加される4分野	
■ 介護	■ 自動車整備	■ 自動車運送業
■ ビルクリーニング	■ 航空	■ 鉄道
■ 製造業→業務を追加	■ 宿泊	■ 林業
■ 繊維、印刷など 特定技能に対応しない 技能実習の職種	■ 農業	■ 木材産業
■ 建設	■ 漁業	
■ 造船・船舶工業	■ 飲食品	
	■ 製造業	
	■ 外食業	



～新しい職員のご紹介～



昨年11月に当組合の一員となり、事業部に着任致しました山本と申します。組合での仕事は初めてで、微力ではございますが、組合員様のお役に立てるよう努めて参ります。宜しくお願いいたします。



技能実習生受入れ企業の皆様へ

～ 入国後講習中の専門家による外部講習へのご参加のお願い～

新しく入国した実習生は、最初の約1か月間は組合の研修センター(高松市桜町)で生活しながら、その一室である教室において「入国後講習」を受けています。入国後講習では、日本語の授業のみならず、実習生が日本での生活に困らないよう日本の慣習、社会生活上のマナー、交通ルール、生活習慣などの生活一般に関する授業の他、実習生の法的保護に必要な情報を勉強・理解するための社会保険労務士 佐藤秀樹先生による授業などがあります。これらのうち、**法的保護講習と生活安全講習には、実習生受入れ企業のご担当者様のご参加が必須になります。**お忙しいところ大変恐縮ではございますが、**受入れ企業様におかれましては技能実習制度への理解をより深めていただくためにも必ずご参加くださいますようお願いいたします。**日程につきましては、組合担当者よりご案内させていただきます。ご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



社会保険労務士による「法的保護講習」

技能実習制度についてや、出入国または労働関係法令などについて学びます。



高松北警察署による「生活安全講習」

交通ルールや防犯などについて学びます。



他にも、研修センターではこのような授業があります！

日本の伝統文化である「折り紙」を学ぶ授業。



折り方の説明をしながら一緒に折ることで、楽しく日本語でコミュニケーションをとることができます。新聞紙で作った兜が気に入ったようで、ずっと被っていました～♪

研修センター恒例の栗林公園探索！

鑑賞ポイントがたくさんあり、広い園内を回りながら日本ならではの様々な景色を堪能できる、毎回、実習生にとっても人気の授業です。この日はお日柄もよく、濃いピンクの梅の花がとても綺麗で、春の足音が着々と感じられる1日でした。



To be continued...

「フリーネットワーク通信」メール配信を開始いたしました



フリーネットワーク通信の配信方法変更にあたり、組合員の皆様にはメールアドレスの登録にご協力いただき誠にありがとうございました。

このたび2024年初配信号より、メールアドレスをご登録いただきました組合員の皆様へは、フリーネットワーク通信を電子メールにて配信いたします。今後も、組合員の皆様によりわかりやすく充実した情報をお届けできるよう努力してまいりますので、これからも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。